

令和5年度 電気通信積算基準の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 課長補佐 くろさわ みのる
黒澤 稔

1. はじめに

国土交通省土木工事標準積算基準(電気通信編)(以下、「電気通信積算基準」という)は、電気通信設備工事等に必要とされる標準的な歩掛等を設定しているもので、国土交通省が発注する電気通信設備工事における予定価格の積算に使用されています。これら電気通信積算基準は、適切な積算に資するため常に実態に即した内容であることが必要であり、毎年実施している施工実態調査等において、技術動向、社会動向、関連技術基準の改定等を反映させ、歩掛の見直しや新たな技術・工法の追加等の改定を行っています。

今回の改定では、既存歩掛の見直しの実施、公共インフラ分野におけるカーボンニュートラル化の実現に向けた取り組みを推進するため、水素燃料電池発電設備の設置に係る試行歩掛を新たに策定、機械施工に対応した試行歩掛を策定しました。

2. 電気通信積算基準の改定概要

(1) 既存歩掛の改定

既存歩掛について、実態調査に基づき以下のとおり見直しを実施しました。



写真-1 直流電源装置

○直流電源設備設置工

1. 直流電源装置据付(写真-1)
 - ・24V系の装置を削除(廃止)
2. 直流電源装置調整
 - ・24V系の装置を削除(廃止)
 - ・48V系の装置については、実態調査の結果から細別規格を1つに統廃合

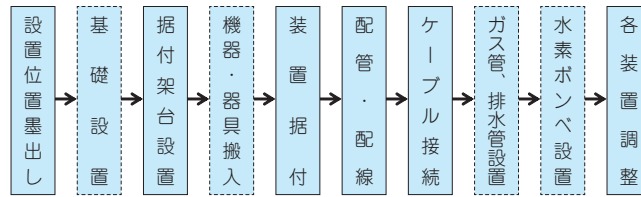
3. 電気通信積算基準に係る試行歩掛の概要

(1) 新たな設備の試行歩掛の策定

水素燃料電池発電設備の試行歩掛(据付・調整)を策定しました(図-1, 写真-2)。

(2) 機械施工に対応した試行歩掛

現在は人力による施工としている次の工種につ



※本歩掛で対象としているのは、実線部分である。

図-1 水素燃料電池発電設備設置工 施工フロー



写真-2 水素燃料電池発電設備

いて、実態把握を行い、機械施工を考慮した試行歩掛を策定しました（表-1、図-2）。

4. おわりに

今回紹介した基準を含め、国土交通省ホームページに詳細を掲載しています。国土交通省 地方整備局等の発注工事においては、入札書提出締切日が令和5年4月1日以降の案件から今回改定した積算基準を適用します。ただし、入札書提出締切日が令和5年3月1日から31日の間の案件は、特例措置として旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更できることとしています。

今回の改定により、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるとともに、適切な工期設定が行えることから、受注者及び発注者の設計積算の合理化が推進されるなど、働き方改革につながることを期待しています。

【参考ホームページ】

電気通信関係積算基準等 <https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>

表-1 機械施工に対応した試行歩掛の対象工種等

工 種	細別工種
1 配管・配線工 架空配線	引込線 (DV) 架空配線 架線 電力ケーブル架空配線 保護線及び保護網
2-① 通信配線工 給電線敷設	LCX 敷設 誘導線敷設
2-② 通信配線工 通信架空配線	通信・制御ケーブル配線
2-③ 通信配線工 通信ケーブル接続	通信ケーブル (中間接続) (架空)
3 光ケーブル敷設工 光ケーブル架空配線	
4 引込柱設置工 コンクリート柱建柱 腕金取付	
5 通信線柱設置工 鋼板組立柱建柱	
6 発電設備設置工 発電設備据付 (パッケージ型) (屋外設置)	
7 空中線装置設置工 空中線据付 (パラボラ) 空中線調整 (パラボラ) 空中線取付架台設置	
8 交通流車両観測装置設置工 車両感知装置据付 (超音波ヘッド) 車両感知装置調整 (超音波ヘッド)	
9 簡易型交通量計測装置設置工 交通量計測装置据付 (超音波ヘッド) 交通量計測装置調整 (超音波ヘッド)	
10 路面凍結検知装置設置工 路面凍結検知装置据付 (センサー、 表示装置) 路面凍結検知装置調整 (センサー、 表示装置)	

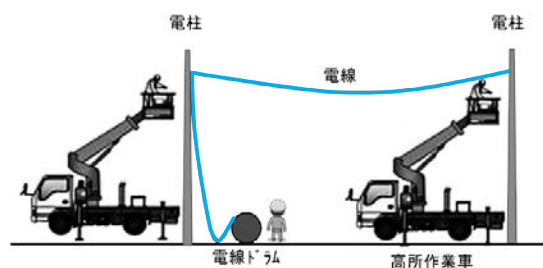


図-2 機械施工を考慮した施工 (イメージ)